平成２２年（フ）第５５９号
福岡県遠賀郡岡垣町海老津１丁目３番２―302号カレンエビツ302号
債務者　河野　美保
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第７１号
鹿児島県肝属郡錦江町神川2296番地
債務者　入料　　忍
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月６日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２２年（フ）第２９５号
青森市大字油川字岡田100番地２　ダイヤモンドペンションＥ―102
債務者　坂本　桂子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３２５号
青森市大字幸畑字松元37番地16　渡辺壮方
債務者　渡辺　春枝
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月９日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６０号
神奈川県横須賀市安針台２番３―102号
債務者　矢田部タケ
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１６５号
神奈川県横須賀市長井３丁目46番４―307号
債務者　福本のぞみ
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１６７号
神奈川県横須賀市衣笠栄町３丁目39番地
債務者　関谷　孝司
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１７２号
神奈川県横須賀市上町４丁目81番地
債務者　寺田　邦弘
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１８０号
神奈川県横須賀市ハイランド４丁目50番１号メゾン椎の実101
債務者　小島　康浩
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第１８６号
神奈川県横須賀市上町４丁目103番地
債務者　三沢　賀一
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月10日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２２年（フ）第８３号
山口県周南市城ヶ丘４丁目12番３号、前住所広島県広島市安佐北区三入東２丁目45番８号
債務者　挽地　健輔
1　決定年月日時　平成22年７月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２１年（フ）第７８９号
熊本県阿蘇郡西原村大字小森3594番地14
債務者　永津　幸枝
1　決定年月日時　平成22年７月２日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２１年（フ）第１０９２号
熊本市龍田５丁目４番124号
債務者　河原田裕子（旧姓河津）
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第１号
熊本市清水新地４丁目３番40―202号
債務者　武田　眞琴
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第２６１号
熊本市草葉町１番21号　レオパレスＦｌａｔ熊本508号
債務者　小泉瑠里子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３２１号
熊本県上天草市大矢野町上7844番地
債務者　石本　安子
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第３３６号
熊本市大窪５丁目５番９―203号
債務者　米満いさよ
1　決定年月日時　平成22年７月１日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部

平成２２年（フ）第４１３号
熊本県上益城郡御船町大字滝尾6228番地　玉虫団地359号
債務者　田上　要子
1　決定年月日時　平成22年７月２日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部